別紙様式第２号の２（申込者が学外で使用する場合）（第３条第８号関係）

受付番号　　　　号

|  |
| --- |
| 　国立大学法人豊橋技術科学大学学内共同利用機器に係る学外共同利用等確認書（可搬型機器）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　国立大学法人豊橋技術科学大学　学長　殿（申込者）住所　 〒所属先名称　　所属部署　　　氏名　　　　　（連絡先）電話番号　　　FAX番号　 　 e-mail  学内共同利用機器の学外での共同利用等について、下記の確認条項に同意の上、提出します。確認条項１　学内共同利用機器の共同利用等については，申込時に使用者が国立大学法人豊橋技術科学大学の担当者　　と十分な相談を行うこと。２　共同利用等の料金は本法人が指定した期日までに納入するものとする。　　共同利用等を中止した場合においても料金は申込者に返還しない。３　学内共同利用機器の故障などで測定できなくなった場合には，共同利用等を延期することがあるが，そ　　れに関わる損害を申込者は請求できない。４　財産使用責任者及び担当者は，使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したとき　　には，いかなる時点においても共同利用等を停止できる。また，毒物や法律等に触れるもの，さらに， 　　学内共同利用機器を破損する恐れのあるものなど財産使用責任者及び担当者が受入れできないと判断し　　たものについては，共同利用等を拒否する。５　共同利用等については，使用者は国立大学法人豊橋技術科学大学の担当者の説明に基づき適切に作業す　　る。使用者の責任で学内共同利用機器を毀損または滅失したときには，申込者がこれを原形に復し，ま　　た損害を賠償する。６　使用者は，学内共同利用機器の共同利用等に当たって，関係法律を守り，安全衛生対策，事故防止に十　　分注意を払うものとする。７　前記６の項目に反して，使用者の過失により本人が怪我または病気をした場合は，国立大学法人豊橋技　　術科学大学は一切責任を負わないものとする。８　使用者は，承認された期間内に国立大学法人豊橋技術科学大学へ学内共同利用機器を返却する。期間の　　延長を希望する場合は，再度別紙様式第１号様式により申し込みを行う。なお，期間内に返却されない　　場合，使用者は延滞した期間の料金に100分の110を乗じて得た料金を支払わなければならない。９　使用者は国立大学法人豊橋技術科学大学の許可なく第三者へ学内共同利用機器を貸し出してはならない。　　また，学内共同利用機器に改造等を加えてはならない。この場合，使用者がこれを原形に復すと共に， 　　その損害を賠償する。10　共同利用等で得られたデータは，国立大学法人豊橋技術科学大学が保障するものではない。そのため，　　データの外部への公表において，いかなる場合においても国立大学法人豊橋技術科学大学名を使うこと　　はできない。また，その際に国立大学法人豊橋技術科学大学を特定できる表現も使えない。ただし，学　　長が許可した場合は，この限りではない。11　前記10の項目に反して，外部に公表したことで国立大学法人豊橋技術科学大学が受けた被害及び損害に　　ついては，申込者が賠償するものとする。 |